

現場代理人の兼務に関する手続要領の改正について

建設業法施行令の改正（令和7年2月1日施行）において、専任の監理技術者等を要する請負代金の下限の金額要件が見直しされることに伴い、現場代理人の兼務に関する手続要領を下記のとおり改正します。

記

1. 改正内容

「現場代理人の兼務に関する手続要領」における、（兼務の対象となる工事）第2条の請負金額を下記のとおり改正します。

	現 行	改正後
請負金額	4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）未満	4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）未満

2. 適用時期

令和7年2月1日以降に契約する工事